

寒川町告示第 44 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

寒川町長 木村 俊雄

- 1 縦覧期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 5 月 31 日（金）まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦覧場所 寒川町宮山 165 番地
寒川町役場総務部税務収納課